

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	京都市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000217536.html

執行機関名 京都市長

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校及びこれに相当する学校(専修学校及び各種学校を含む。)における修学の援助に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項第1号カ 高等学校及びこれに相当する学校(専修学校及び各種学校を含む。)における修学の援助に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	京都市高校修学支援奨学金給付要綱(平成二十二年四月一日施行)第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第二条 奨学金は、教育の機会均等の趣旨に則り、経済的な理由から高等学校等への修学が困難であると認められる者への支援を目的として給付する。
⑦独自利用事務の関連規範		京都市高校修学支援奨学金給付要綱